

## 議第129号関係

### 岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

総合企画部市町村課

#### 1 改正の趣旨

公職選挙法が一部改正され、令和8年1月1日から公職の候補者が選挙運動のために使用するポスターの種類は、「個人演説会告知用ポスター」の廃止とともにポスター（いわゆる「5号ポスター」）の規格が統一されるため、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「条例」という。）についても所要の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

条例における「個人演説会告知用ポスター」の文言を削除する。

##### 【岐阜県知事選挙におけるポスターの作成】

ポスターの種類	改正前		改正後	
	公職選挙法	条例	公職選挙法	条例
個人演説会告知用ポスター	可(長さ42cm×幅10cm以内)※1	○	廃止	—
5号(選挙運動用)ポスター	可(長さ42cm×幅30cm以内)※1	○	可(長さ42cm×幅40cm以内)※2	○

##### 【岐阜県議会議員選挙におけるポスターの作成】

ポスターの種類	改正前		改正後	
	公職選挙法	条例	公職選挙法	条例
個人演説会告知用ポスター	無し	—	無し	—
5号(選挙運動用)ポスター	可(長さ42cm×幅30cm以内)※2	○	可(長さ42cm×幅40cm以内)※2	○

※1 合わせて1枚として作成できる（長さ42cm×幅40cm以内）

※2 個人演説会の告知を記載できる

#### 3 施行日

令和8年1月1日

改正後の条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用する。